

第 1 0 期京都市分別収集計画

令和 4 年 7 月

京 都 市

目 次

1	計画の位置付け	1
2	計画期間	1
3	対象品目	1
4	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）	1
5	容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項 第2号）	2
6	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物 の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）	3
7	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及 び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2 項第4号）	4
8	分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）	5
9	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）	5
10	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	9
参考	容器包装廃棄物の分別収集に係る取組の経過	9

【用語の意味】

本計画において使用する用語は、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下「容器包装リサイクル法」という。）において使用する以下の用語の例によるものとします。

「容器包装廃棄物」

商品の容器（商品を入れる「もの」）及び包装（商品を包む「もの」）であって、当該商品が消費され、または商品と分離された場合に不用となり、一般廃棄物になったもの。

「分別収集」

容器包装廃棄物を分別して収集し、及びその収集した廃棄物について、必要に応じて分別、圧縮その他環境省令で定める行為を行うこと。

「分別基準適合物」

分別収集した容器包装廃棄物のうち、環境省令で定める基準に適合するものであって、主務省令で定める設置の基準に適合する施設として主務大臣が指定する施設に保管されているもの（有償又は無償で譲渡できることが明らかで再商品化をする必要がないものを除く）。

「特定分別基準適合物」

主務省令で定める容器包装の区分（「無色のガラス製容器」、「茶色のガラス製容器」、「その他の色のガラス製容器」、「ペットボトル」、「プラスチック製容器包装（ペットボトルを除く）」、「紙製容器包装（段ボール及び飲料用紙容器を除く）」）ごとの分別基準適合物。

「容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物」

有償又は無償で譲渡できることが明らかで再商品化をする必要がない物として主務省令で定める物（「スチール製容器」、「アルミ製容器」、「飲料用紙容器」、「段ボール」）。

＜「容器包装リサイクル法」の対象となる容器包装廃棄物＞

容器包装廃棄物		特定分別基準適合物
金属類	①スチール製容器	—※
	②アルミニウム製容器	—※
ガラス類	③ガラス製容器	
	無色のガラス製容器	○
	茶色のガラス製容器	○
	その他の色のガラス製容器	○
紙類	④飲料用紙容器	—※
	⑤段ボール	—※
	⑥紙製容器包装（④、⑤以外のもの）	○
プラスチック類	⑦ペットボトル（飲料又はしょうゆ用その他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの）	○
	⑧プラスチック製容器包装（⑦以外のもの）	○

※ 容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物（有償又は無償で譲渡できることが明らかで再商品化をする必要がない物）

1 計画の位置付け

本計画は、容器包装リサイクル法第8条第1項に規定される「市町村分別収集計画」として策定するものです。

本計画の内容は、上位計画に当たる「京・資源めぐるプランー京都市循環型社会推進基本計画(2021-2030)ー」(以下「京・資源めぐるプラン」という。)※の内容を踏まえたものとしています。

※ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項及び廃棄物の処理及び清掃に関する施行規則第1条の3に規定される「一般廃棄物処理基本計画」として、令和3年3月に本市が策定した計画

2 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年4月から5年間(令和5年度～9年度)です。

なお、中間年度の令和7年度に改定を予定してします※。

※ 容器包装リサイクル法第8条第1項において、3年ごとに、5年を一期とする計画を定めなければならないことになっています。

3 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、市が分別収集を実施する以下のものを対象とします。

- ・ スチール製容器(缶)
- ・ アルミニウム製容器(缶)
- ・ 無色のガラス製容器(びん)
- ・ 茶色のガラス製容器(びん)
- ・ その他の色のガラス製容器(びん)
- ・ ペットボトル
- ・ プラスチック製容器包装
- ・ 飲料用紙容器(紙パック)

なお、容器包装廃棄物のうち、「段ボール」及び「紙製容器包装(段ボール及び飲料用紙容器を除く)」については、「新聞・段ボール」や「雑がみ」として、地域の自主的な取組であるコミュニティ回収や古紙回収業者などの民間の回収ルートへの排出を推奨し、これらの回収方法の利用が難しい場合に、市の定期収集及び市の施設における拠点回収を案内することで、分別・リサイクルを推進します。

4 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み(法第8条第2項第1号)

家庭ごみに含まれる「3 対象品目」の排出量(発生量)の見込みと算出方法は次のとおりです。

(単位:トン)

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
36,910	36,710	36,610	36,470	36,420

<算出方法> 直近年度の家庭ごみの収集実績×直近年度の容器包装廃棄物の比率※×人口変動率

※ 京都市家庭ごみ細組成調査の結果を採用しています。

5 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出を抑制するため、「京・資源めぐるプラン」に掲げる以下の取組を実施します。

（1）市民、事業者、京都市の協働による2Rの促進

しまつのこころ条例（正式名称：京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例）に基づく2Rの取組について、地域学習会や事業者報告制度等を通じて、市民や事業者の皆様への浸透を図ります。

条例に基づき、関係事業者・市民等の皆様に実施していただく取組（容器包装廃棄物の排出抑制の方策を抜粋）

取組分野	業種等	取組項目
		〔上段：関係事業者等の皆様に実施していただく取組（実施義務）〕 〔下段：市民の皆様に実施に努めていただく取組（努力義務）〕
販売と購入	小売	ごみの少ないお買い物又は資源物の回収を消費者に促進するためのPR
		ごみの少ないお買い物の実践・資源物の回収拠点への排出
		レジ袋有料化の実施（環境性能のあるレジ袋を除く） レジ袋の要否と必要枚数の確認
		マイバッグ（買い物袋）の持参、レジ袋の使用辞退
大学・共同住宅等	大学	学生への減量方法・分別ルールの周知・啓発
		ごみ減量の取組及び分別排出の実施
	集合住宅 管理者	居住者への減量方法・分別ルールの周知・啓発
		ごみ減量の取組及び分別排出の実施

取組分野	業種等	取組項目
		（関係事業者等の皆様に実施に努めていただく取組（努力義務））
ものづくり	製造	製品の軽量化等の環境配慮ポイントのPR（包装への印字等）
食	飲食	使い捨て容器（食器）の使用抑制
販売と購入	小売	量り売りや簡易包装、省容器包装販売の推進
		容器包装の少ない商品のPR（商品棚への表示など）
		レジ袋削減効果の高い、レジ袋有料化又はポイント還元（キャッシュバックも含む）の実施
		カフェ、コンビニエンスストア等でのマイボトル持参者への飲料のみの提供及びマイボトルの使用を促す消費者への声掛け（声掛けの代わりに案内の掲示でも可）
催事 （イベント等）	主催者	イベントにおけるマイバッグ持参等の呼び掛け（事前告知等）
		イベントにおけるリユース食器の使用
観光等	土産物 製造・小売	【製造業者】 同一商品の自宅用簡易包装と贈答用品の製造・供給
		【小売業者】 自宅用簡易包装商品と贈答用品の併売及び購入者へのPR
		他都市での物産展における簡易包装のPR（京都のごみ減量の取組のPR）
事業者全般		事業活動における紙ごみを中心とする2Rの推進

(2) 徹底した使い捨てプラスチックの削減

ア レジ袋（プラスチック製買物袋）の更なる削減

有料化義務化の対象とならないレジ袋を含め、更なるレジ袋の削減に向け、小売業者と連携した取組を実施します。

イ 新型コロナウイルス感染症を契機とした新しい生活様式下での使い捨てプラスチックの削減

新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に増加した宅配やテイクアウト等について、リユース食器やプラスチック代替素材の食器や容器包装の導入を支援し、使い捨てプラスチックを削減します。

ウ 使い捨てプラスチック削減に取り組む事業者の推奨

マイボトル推奨店舗など、使い捨てプラスチックの削減に取り組む事業者を推奨し、事業者の取組を支援します。

エ マイボトル利用促進に向けた給水スポットの整備・情報発信

ペットボトルをはじめとした使い捨てプラスチック容器を削減するため、民間とも連携しながら、まちなかや地域イベント時への給水機の設置を進め、それらの位置情報等を積極的に発信し、マイボトルの利用促進を図ります。

オ マイクロプラスチックを含む河川ごみ等の実態把握

大学や他の自治体等とも連携し、マイクロプラスチックを含めた河川ごみやまちなか・観光地の散乱ごみ等の発生源の実態把握を行うとともに、その成果を新たな対策へとつなげていきます。

6 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

分別収集を行う容器包装廃棄物の種類については、下表左欄のとおりとし、収集に係る分別の区分については、下表右欄のとおりとします。

分別収集する容器包装の種類	収集に係る分別の区分
スチール製容器（缶）	缶・びん・ペットボトル
アルミニウム製容器（缶）	
無色のガラス製容器（びん）	
茶色のガラス製容器（びん）	
その他の色のガラス製容器（びん）	
ペットボトル	
プラスチック製容器包装	プラスチック類（仮称）※
飲料用紙容器（紙パック）	紙パック

※ 令和5年4月から、プラスチック製容器包装にプラスチック製品を新たに加えたプラスチック類（仮称）としての収集を予定しています。

7 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

各年度において得られる分別基準適合物等の見込量とその算出方法は、次のとおりです。

なお、特定分別基準適合物の見込量については、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会に引き渡す量（「引渡量」）及び市が独自に再資源化を行う量（「独自処理量」）を分割して記載しています。

（単位：トン）

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
スチール製容器（缶）	810		800		800		800		800	
アルミニウム製容器（缶）	1,350		1,340		1,340		1,330		1,330	
無色のガラス製容器（びん）	（合計） 1,650		（合計） 1,640		（合計） 1,630		（合計） 1,630		（合計） 1,620	
	引渡量 0	独自処理量 1,650	引渡量 0	独自処理量 1,640	引渡量 0	独自処理量 1,630	引渡量 0	独自処理量 1,630	引渡量 0	独自処理量 1,620
茶色のガラス製容器（びん）	（合計） 850		（合計） 850		（合計） 840		（合計） 840		（合計） 840	
	引渡量 0	独自処理量 850	引渡量 0	独自処理量 850	引渡量 0	独自処理量 840	引渡量 0	独自処理量 840	引渡量 0	独自処理量 840
その他の色のガラス製容器（びん）	（合計） 980		（合計） 980		（合計） 980		（合計） 970		（合計） 970	
	引渡量 980	独自処理量 0	引渡量 980	独自処理量 0	引渡量 980	独自処理量 0	引渡量 970	独自処理量 0	引渡量 970	独自処理量 0
ペットボトル	（合計） 2,890		（合計） 2,870		（合計） 2,860		（合計） 2,850		（合計） 2,850	
	引渡量 0	独自処理量 2,890	引渡量 0	独自処理量 2,870	引渡量 0	独自処理量 2,860	引渡量 0	独自処理量 2,850	引渡量 0	独自処理量 2,850
プラスチック製容器包装	（合計） 10,530		（合計） 10,470		（合計） 10,440		（合計） 10,400		（合計） 10,390	
	引渡量 10,530	独自処理量 0	引渡量 10,470	独自処理量 0	引渡量 10,440	独自処理量 0	引渡量 10,400	独自処理量 0	引渡量 10,390	独自処理量 0
飲料用紙容器（紙パック）	40		40		40		40		40	
合計	19,100		18,990		18,930		18,860		18,840	

＜算出方法＞ 直近年度の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率×その他変動率※

※ プラスチック製容器包装について、令和5年4月から、プラスチック製品を新たに加えたプラスチック類（仮称）としての収集を予定しており、それに伴ってプラスチック製容器包装の収集量の増加を見込み、令和3年度に実施したモデル地区の実績（約1.1倍）を採用しています。その他の分別基準適合物等については1としています。

8 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集する容器包装廃棄物の種類及び分別の区分ごとの、分別収集を実施する者については、下表に示すとおりです。

分別収集する 容器包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集・運搬を 実施する者・方法	選別・保管等を 実施する者
スチール製容器（缶）	缶・びん・ペ ットボトル	市による定期収集	市
アルミニウム製容器（缶）			
無色のガラス製容器（びん）			
茶色のガラス製容器（びん）			
その他の色のガラス製容器（びん）			
ペットボトル			
プラスチック製容器包装	プラスチック 類（仮称）※	市による定期収集 及び一部のマンション等につ いては、一般廃棄物収集運搬 業許可業者による定期収集	市
飲料用紙容器（紙パック）	紙パック	市による拠点回収	

※ 令和5年4月から、プラスチック製容器包装にプラスチック製品を新たに加えたプラスチック類（仮称）としての収集を予定しています。

9 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

分別収集の用に供する施設の状況については、下表及び次ページ以降の詳細のとおりです。
なお、本計画の計画期間内においては、施設の整備を行う予定はありません。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分 別の区分	収集容器等	収集機材等	中間処理
スチール製容器（缶）	缶・びん・ペ ットボトル	有 料 指 定 袋 （ 資 源 ご み 用 ）※ ¹	パッカー車	南部資源リサ イクルセンタ ー 北部資源リサ イクルセンタ ー
アルミニウム製容器（缶）				
無色のガラス製容器（びん）				
茶色のガラス製容器（びん）				
その他の色のガラス製容器（びん）				
ペットボトル				
プラスチック製容器包装	プラスチック 類（仮称）※ ²	回収ボックス	軽四輪車	横大路学園 民間施設
飲料用紙容器（紙パック）	紙パック			民間施設

※¹ 一般廃棄物収集運搬業許可業者が収集する一部のマンション等については、透明袋を使用（次ページ以降に示す詳細において、当該収集に係る内容については省略）

※² 令和5年4月から、プラスチック製容器包装にプラスチック製品を新たに加えたプラスチック類（仮称）としての収集を予定しています。

<参考>分別収集の用に供する施設の状況の詳細

施設の種類	対象とする容器包装 廃棄物等の収集区分	施設等の仕様及び整備計画	管理 主体等	参考欄
【排出段階】				
1 排出容器				
1.1 有料指定袋 (資源ごみ用)	a. 缶・びん・ペットボ トル	(仕様) 材質：低密度ポリエチレン 容量：10、20、30、45 リットル	—	・ 缶・びん・ペ ットボトルとし て混合収集
	b. プラスチック類 (仮 称)	(仕様) 材質：低密度ポリエチレン 容量：10、20、30、45 リットル	—	・ 令和5年度か らプラスチック 類(プラスチック 製容器包装及 びプラスチック 製品)として混 合収集を予定
1.2 回収ボックス	c. 紙パック	(仕様) 材質：鋼鉄等 容量：約 80 リットル	市	・ 紙パックとし て拠点回収
2 集積場所	a. 缶・びん・ペットボ トル	資源ごみ収集場所	住民	
	b. プラスチック類 (仮 称)	資源ごみ収集場所	住民	
	c. 紙パック	店舗及び公共施設等の回収拠点	施設管 理者	
【運搬段階】				
パッカー車	a. 缶・びん・ペットボ トル	207 台/週 (辺地除く) 主力として 2t 車を使用	市	
	b. プラスチック類 (仮 称)	824 台/週 (辺地除く) 主力として 2t 車を使用	市	
軽四輪車	c. 紙パック	109 台/週	市	

施設の種類	対象とする容器包装 廃棄物等の収集区分	施設等の仕様及び整備計画	管理 主体等	参考欄
【中間処理施設】				
(積替) ストックヤード	a. プラスチック類 (仮称)	北積替所 場所：上京区内 面積：約 2,100 m ²	市	既設
		南積替所 場所：伏見区内 面積：約 8,000 m ²	市	既設
		西部圧縮梱包施設 場所：西京区内 面積：約 19,000 m ²	市	既設（選別・圧縮施設から変更する形で令和5年度から供用開始）
	b. 紙パック	上京保管所（上京リサイクルステーション内）	市	既設
		左京保管所（東部まち美化事務所内）	市	既設
		山科保管所（山科まち美化事務所内）	市	既設
		南保管所（南部まち美化事務所、生活環境美化センター内）	市	既設
		右京保管所（西部まち美化事務所内）	市	既設
		西京保管所（西京まち美化事務所内）	市	既設
		伏見保管所（伏見まち美化事務所内）	市	既設

施設の種類	対象とする容器包装 廃棄物等の収集区分	施設等の仕様及び整備計画	管理 主体等	参考欄
(選別・圧縮)				
1 南部資源リ サイクルセン ター	缶・びん・ペットボト ル	(施設概要) 敷地面積：7,000 m ² 処理能力：60 t /5h	市	既設
2 北部資源リ サイクルセン ター	缶・びん・ペットボト ル	(施設概要) 敷地面積：北部クリーンセン ター（敷地面積 20,853 m ² ）の一部 処理能力：40 t /5h	市	既設
3 横大路学園	プラスチック類（仮 称）	(施設概要) 敷地面積：6,000 m ² 処理能力：20 t /5h	市	既設
4 民間施設	プラスチック類（仮 称）	(施設概要) 未定	民間	既設
(保管施設)				
1 南部資源リ サイクルセン ター	缶・びん・ペットボト ル	(保管可能容量) スチール ： 40 m ³ アルミ ： 80 m ³ 無色ガラス： 42 m ³ 茶色ガラス： 35 m ³ その他色ガラス： 28 m ³ ペットボトル： 100 m ³	市	既設
2 北部資源リ サイクルセン ター	缶・びん・ペットボト ル	(保管可能容量) スチール ： 42 m ³ アルミ ： 55 m ³ 無色ガラス： 24 m ³ 茶色ガラス： 24 m ³ その他色ガラス： 24 m ³ ペットボトル： 135 m ³	市	既設
3 横大路学園	プラスチック類（仮 称）	(保管可能容量) プラスチック製容器包装： 72 m ³ （プラス チック製品の保 管容量を含む）	市	既設
4 民間施設	プラスチック類（仮 称）	(保管可能容量) プラスチック製容器包装： 未定	民間	既設

10 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

以下の取組を実施することにより、より効果的な分別収集を実施します。

- (1) 条例に基づく徹底した分別・リサイクルの推進及び正しい分別方法の周知・啓発
 条例で義務化している分別の徹底のほか、異物混入の防止、分別実施率の向上及び選別の妨げとなる二重袋での排出防止に向け、冊子・チラシや市民しんぶんの配布、ホームページやスマートフォンアプリの配信、エコまちステーション等での案内、出前トークや地域学習会での呼びかけなど、様々な手法で周知・啓発を図っていきます。
- (2) 市民の自主的な分別・リサイクルを促進する仕組みの拡充・強化
 コミュニティ回収や拠点回収など、広く市民の皆様が自主的に分別・リサイクルに取り組んでいたできるよう、分別排出の機会を拡大するとともに、その周知・啓発の取組なども強化していきます。

＜参考＞容器包装廃棄物の分別収集に係る取組の経過

本市における容器包装廃棄物の分別収集（拠点回収を含む。）の取組経過は、下表に示すとおりです。

	取組経過	備 考
昭和 62 年 4 月	3 行政区を対象に、空き缶分別収集を開始	以降、対象を順次拡大
平成 4 年 9 月	空き缶分別収集を全市に拡大	
平成 8 年 9 月	空きびん分別収集を全市で開始	缶との混合収集
平成 9 年 4 月	—	容器包装リサイクル法施行
平成 9 年 10 月	ペットボトル分別収集を全市で開始 紙パックの拠点回収を開始	缶・びんとの 3 種混合収集
平成 11 年 10 月	プラスチック製容器包装の分別収集手法調査の開始	対象：約 1,000 世帯 以降、対象を順次拡大
平成 19 年 10 月	プラスチック製容器包装のモデル収集を全市に拡大	
平成 26 年 6 月	雑がみの分別収集・拠点回収を開始※	
令和 3 年 7 月 ～10 月	プラスチック製容器包装とプラスチック製品の分別収集手法調査の実施	対象：約 1,000 世帯
令和 5 年 4 月	プラスチック類（プラスチック製容器包装とプラスチック製品）の分別収集を開始予定	

※ 雑がみは、地域のコミュニティ回収や古紙回収業者などの民間の回収ルートへの排出をお願いしていますが、これらの回収方法の利用が難しい場合に、分別収集・拠点回収を案内しています。

この他、平成 16 年 10 月からは、リターナブルびんの拠点回収を開始するとともに、新聞・雑誌・段ボール等の集団回収を促進するコミュニティ回収制度を創設するなど、容器包装廃棄物の再使用、再資源化を推進しています。

また、容器包装廃棄物をはじめとする家庭ごみの発生抑制や分別・リサイクルを促進するため、平成 18 年 10 月から家庭ごみ有料指定袋制を実施するとともに、平成 27 年 10 月から「京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」（以下「条例」という。）を改正し、ごみの分別（燃やすごみ、資源ごみ、大型ごみ等）を「協力」から「義務」に引き上げています。